



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。



第 **43** 号
2018.11.5

人権救済基金運営委員会

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

http://www.kyotoben.or.jp

人権救済基金ニュース

人権救済基金をご利用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 栗野浩之

京都弁護士会には「人権救済基金」という制度がありますが、皆さん、ご存知でしょうか。

1993年度に設立された制度で、これまで70件以上の事件に援助を行ってきました。有名なものとしては、アスベスト関連疾患事件、福知山花火大会爆発事故事件、カネボウ白斑被害事件、下鴨マンション建設風致許可取消請求事件などがありますが、ニュースにならない事件についても多数援助を行ってきました。

この制度の特徴は、法テラスと違って資力要件もなければ、勝訴の可能性も必要としていないところです。裁判を起こしたいけれど費用がない場合、まずは法テラスの利用を検討することになりますが、法テラスは誰でも利用できるというわけではありません。既に申し上げたような要件を満たす必要があります。

しかし、色々な事件の中には、どうしても要件を満たさないという事件もあります。例えば、被害者が多数存在する消費者事件や住民による行政訴訟などです。このような事件は、法テラスの要件を満たさないことが多く、また法テラスの利用にも馴染みにくいと考えられます。

このような時、裁判に必要な費用を援助する

のが人権救済基金です。この制度は、資力や勝訴の見込みにかかわらず、弁護士費用や実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などの費用を、80万円まで援助します。基金設置の目的が「人権の救済と伸長をめざす活動を推進すること」にありますので、対象となる事件は、高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件(公益事件)に限られますが、このような事件について、法テラスの要件を充たさないなどの理由で費用に困っておられる方がもしいらっしゃれば、ぜひ、基金にお申し込み頂ければと思います。

いつの時代も人権が十分に守られていない分野は存在し、ひょっとすると、今後、基金の果たす役割は増してくるかも知れません。今回の基金ニュースを読んで頂いた方は頭の片隅で結構ですので、身近な所に人権救済基金という制度があることを覚えておいて頂ければ幸いです。

これからも人権救済基金へのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

福知山市造成地水害訴訟の意義

弁護士 福山 勝 紀

1 平成25年台風18号と原告らの損害

平成25年9月15、16日、台風18号が東海地方から東北地方・北海道へと進み、前線の影響も伴い、四国地方から北海道にかけての広い地方で大雨となり、運用開始後初めて、特別警報が発令された。全国で死者6名、行方不明者1名、損壊家屋1500棟以上、浸水家屋10000棟以上の被害が発生した。

福知山市では、総雨量216.0mm、時間最大雨量29mm/h、最高水位8.3mを記録し、家屋全壊2棟、大規模半壊19棟、半壊311棟、一部半壊・床上浸水423棟、床下浸水356棟、土砂崩れ9件、河川・道路被害、農業被害等の甚大な被害がもたらされた。

原告らは、いずれも平成22年頃に福知山市石原地区の宅地を購入し(原告の一部は福知山市が保有する土地を福知山市から直接購入し、残りは私人である土地所有者から購入した。ただし、いずれの原告も福知山市が事業主体となって土地区画整理事業を行った事業地内の宅地購入者である。)、建物を建築して居住していたが、台風18号により、床上70cm～1m30cmの浸水被害にあい、建物補修費用、家財道具買替費用の支出を余儀なくされ、精神的苦痛による慰謝料等の損害を被った。



原告の被災状況

2 福知山市造成地水害弁護団発足(弁護団長:小川達雄弁護士)

当初、平成25年台風18号被災の報を受け、欠陥住宅京都ネット所属弁護士を中心に、有志に

よる研究会を立ち上げ、建築士等の協力も受けてきた。弁護団は、さらなる増員も図っている(弁護団事務局長兼欠陥住宅京都ネット事務局長:上田敦弁護士、上田・小川法律事務所、tel:075-221-2755)。

平成25年台風18号問題の研究を重ねる中で、良い住まいを求めるためには、建物の安全性ばかりでなく、地盤の安全性も考えなければならないとの問題意識を持つに至った。

このような問題意識のもと、当弁護団は、欠陥住宅京都ネットとともに研究活動を継続的に行い、福知山市民との意見交換等も重ねる中で、平成27年10月30日、福知山市を被告として京都地方裁判所に提訴するに至った。その後、平成28年8月25日に第二次提訴を行い、同年9月9日には、同じ台風を原因とした福知山市戸田地区の被害者についても同市を被告として京都地方裁判所に提訴した。

3 法律構成におけるパラダイムシフト

従来、河川氾濫による水害については国家賠償法2条により損害賠償請求をするものが大多数であった。理論的に重要な判例をしたものは、大東水害訴訟(最一小判昭和59年1月26日)及び多摩川水害訴訟(最一小判平成2年12月13日)である。

堤防の設置又は管理に瑕疵があると主張することは、裏を返して政策的に見れば、堤防等のハード面から住まいの安全を求めることにつながるであろう。もちろん、ハード面における河川整備の重要性を否定することはできない。

しかし、日本の治水安全度の達成率は約60%とも、その半分とも言われており、諸外国と比較して低い整備水準であるとされているが、急峻な地形等の治水事業の困難性を考慮したとき、治水安全度の達成には今後さらに相当年月を要するとも言われている。

このような状況においても、住民等の生命・身体等の安全が最優先に考えられるべきであり、仮に河川氾濫等の自然現象が生じた場合であっても、そこから生じる社会的被害が可及的に減じられることが考えられるべきではないだろうか。すなわち、災害の発生を押さえ込む防災から、災害の発生を前提として被害を最小限にとどめる減災へと視点を変えてみることである。

減災のために重要なことは、過去の災害履歴か

第23回 法律援助を広げる 市民のつどい



～市民の裁判を受ける権利を守るために～

講演 「発達障害を抱える人の 生きづらさを考える」



橋本和明
花瀬大学社会学部 教授
社会学部 部長
大学院社会学部 研究科長
(プロフィール)
1983年 名古屋大学教育学部卒業
同年 家庭裁判所調査官に採用
1985年 家庭裁判所調査官として名古屋、大津、福井、大阪、静岡に勤務し、主任家庭裁判所調査官として和歌山、大阪に勤務
2006年 現職
(専門分野)
臨床心理学、犯罪心理学、非行臨床、発達障害臨床、虐待臨床
(主な著書)
「犯罪・非行の心理学」(共著・有楽館ブックス)
「児童虐待はいま」(編著・ミネルヴァ書房)
「発達障害と思春期・青年期 生きにくさへの理解と支援」(編著・明石書店) など



ミニコンサート



文京華
(プロフィール)
5歳よりピアノを始める。
桐朋学園女子高等学校音楽科卒業後、独、ベルリン芸術大学卒業後、同大学院に進みドイツ国家演奏家資格を得て修了。
庄司美知子、竹内啓子、村田理夏子、ハルカル・ドヴァイヨンの各氏に師事、2013年5月帰国後から、ソロ、室内楽ともに演奏活動を本格化させる。各地でのリサイタルや音楽祭への出演をはじめ、協奏曲のソリスト、三又葉子氏とのピアノデュオ「リブラ」としても活動。
京都、山台において後進の指導にも力を注いでいる。
全日本学生音楽コンクール小学校の部3位、クラシック音楽コンクール最高位、全東北ピアノコンクール第1位、KOBÉ国際音楽コンクール第1位ほか、数々の国際コンクールにて上位入賞。

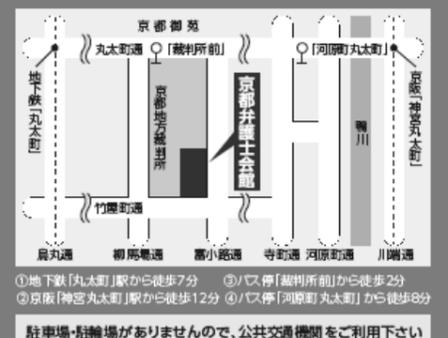
人権救済基金の説明と事例報告

日時 2019年 1月26日 土 (平成31年) 午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

会場 京都弁護士会館 地階大ホール

先着順・入場無料

主催/京都弁護士会 後援/京都府・京都市・京都府方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞・KBS京都 日本司法支援センター 京都地方事務所



京都弁護士会 KYOTO BAR ASSOCIATION

TEL.075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会 検索



人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」とおりましたが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償請求事件、学生無年金裁判事件、薬害イレッサ西日本損害賠償請求事件、アスベスト関連疾患損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害損害賠償事件、下鴨マンション建築風致許可取消請求事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2017年度末で、約1,135万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

ら歴史的教訓を学び、今後の災害の危険性に備えることである。そのための情報である。

このようにパラダイムシフトするに至った理由はさらに二つある。

一つ目は、第1回口頭弁論期日において、原告本人の意見陳述でも触れられている「浸水被害に遭う危険性について説明が一つもなく、過去の被災を隠したまま、販売した市役所に対し強い怒りを覚えます。行政は住民の安全を守るのが仕事のはずです。不都合なことを黙って隠して変な売り方をしないでだろうという大前提があります。自覚して本気で市民への安全を考えてください。」との原告の思いに共感したことである。

二つ目は、国土交通省社会資本整備審議会の河川分科会において、平成10年代より、近年の気候変動に適応した流域治水問題について、ハードな防災設備の整備等だけでは防ぎきれない限界があることを認識し、非設備面も含めたソフト対策をハード対策と一体的・総合的に組み合わせた減災対策を確立することが検討されており、このような行政政策とも軌を一にすると考えたことである。

そこで、当弁護団は、ソフト面から住まいの安全性を求めするために、説明義務・情報提供義務を正面に据えて福知山市造成地水害被害を検討し、民法709条（福知山市から購入した場合）ないしは国家賠償法1条1項（私人から購入した場合）を根拠に損害賠償請求をすることとした。

4 本訴訟における原告主張の骨子

説明義務・情報提供義務という法律構成をとることによって生じる当事者面での大きな特徴は、必ずしも河川管理者を被告とするとは限らないということである。本件でも平成25年台風18号で氾濫した由良川の河川管理者は国であり、また、大谷川の河川管理者は京都府である。それにもかかわらず、本件で福知山市を被告としたのは、以下の理由による。

(1) 水害の歴史と福知山市の認識

当弁護団の調査によれば、由良川の築堤は明智光秀の時代にまで遡り、その築堤によるも230年間に40回以上の河川氾濫があったことが記録されている。近年においても、昭和28年台風13号、平成16年台風16号等が、死者・負傷者、家屋全半壊、床上・床下浸水等の甚大な被害をもたらしたことが、記憶に刻まれている。

福知山市議会においても、由良川・大谷川氾濫の問題は、長年にわたり継続的に議論されてきた。

また、福知山市が作成するハザードマップにおいても、原告らの居住地域は、建物の1階が水没する地域として記載されている。

福知山市は、そのような地域に無策で（地方公共団体によっては建築基準法39条に基づく災害危険区域の指定をするところもある）建物を建てることを許容すれば、浸水被害にあり可能性が

あることを十分に認識していたはずである。

(2) 土地区画整理事業の問題性

そのような地域は、そもそも宅地開発をできないようにすること自体が検討されて然るべきである。

都市計画法7条1項、同法施行令8条2項口、昭和45年1月8日付建設省都市局長・河川局長通達が、市街化区域・市街化調整区域の線引基準について定める。しかし、昭和56年に本件原告らが居住することとなる区域が市街化区域として指定されたとき、上記基準について検討された形跡は見当たらなかった。

そして、平成3年に京都府が都市計画決定を公告し、その土地区画整理事業の施行者が他ならぬ福知山市である。

福知山市自らが造成することで、原告らに対して、浸水被害にあり危険性を創出したと言っても過言ではない。当弁護団が、本件を単なる水害訴訟と捉えるのではなく、「造成地水害」と称する所以である。

自ら危険創出した者として、また、住民の福祉の増進を図ることを責務とする基礎的地方公共団体として、せめて過去の水害発生状況及び浸水被害に遭う危険性の高さについては説明・情報提供すべきであったと考える。

(3) 作為起因性の不作為

本件においては、(2)に記載した通り、あえて危険な地域に住民となろうとする者を誘致していたにもかかわらず、その危険性について十分な説明や情報提供をしなかったということが問題の本質だと考えている。

これは、行政学用語で作為起因性の不作為と言われている問題であり、弁護団としては、この点が本訴訟における本質的問題であるところとらえているが、紙面の都合上、記載を省略させていただくことをお許しいただきたい。

5 訴訟の進捗状況と今後の活動に向けて

訴訟提起後、平成29年10月に襲来した台風21号により、再び原告らの自宅は浸水被害の憂き目に遭った。そこで請求を拡張した上で、平成30年7月23日には現地進行協議期日を終え、いよいよ第一審訴訟手続は終盤を迎えている。

今後、救済が困難とされてきた水害被害に関して、行政側の責任を追及できるかどうかは、裁判所にいかに本件を理解してもらえるかどうかによっていると思われるが、現地進行協議期日において、その目的は果たせたと考えている。

当弁護団の今後の活動により、原告の個別被害の救済につながることはもとより、司法の場からもソフト・ハード一体的な流域治水対策が考えられ、地盤面も含めた総合的な住まいの安全性が求められるムーブメントが起きることを願ってやまない。

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
	発達障害者の窃盗被告事件 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患） 水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件 損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故） 損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2018年10月末時点での援助件数は、71件です。

=2017年度人権救済基金報告=

収入の部

科目	'17年度予算額	'17年度決算額
1 会員寄附金	900,000	2,939,000
2 会員外寄附金	300,000	138,000
3 償還金	0	800,000
4 受取利息	100	84
当期収入合計(A)	1,200,100	3,877,084
前年度繰越金	8,912,959	8,912,959
収入合計(B)	10,113,059	12,790,043

支出の部

科目	'17年度予算額	'17年度決算額
援助金	3,500,000	800,000
活動費	850,000	631,917
雑費	10,000	4,168
予備費	6,003,059	0
当期支出合計(C)	10,363,059	1,436,135
当期収支差額(A-C)	△9,162,959	2,440,949
次期繰越収支差額(B-C)	△250,000	11,353,908